

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
配置販売業許可	薬事法第30条第1項	健康安全室薬務課	10	1	
配置販売業許可更新	薬事法第24条第2項	健康安全室薬務課	10	1	
配置販売業許可証再交付	薬事法施行令第46条	健康安全室薬務課	5	1	
配置販売業許可証書換え交付	薬事法施行令第45条	健康安全室薬務課	5	1	
配置販売業取扱品目変更・追加指定	薬事法施行規則第159条	健康安全室薬務課	5	1	
配置従事者身分証明書交付	薬事法第33条	健康安全室薬務課	5	1	
配置従事者身分証明書再交付	薬事法施行細則第8条	健康安全室薬務課	5	2	
配置従事者身分証明書書換え交付	薬事法施行細則第7条	健康安全室薬務課	5	2	
医薬品製造販売業許可（都知事許可）	薬事法第12条第1項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬品製造販売業許可更新（都知事許可）	薬事法第12条第2項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬品製造販売業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第5条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬品製造販売業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第6条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬品製造業許可（都知事許可）	薬事法第13条第2項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬品製造業許可更新（都知事許可）	薬事法第13条第3項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬品製造業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第12条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬品製造業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第13条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬品製造業許可区分変更又は追加許可（都知事許可）	薬事法第13条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬品製造販売品目承認（都知事承認）	薬事法第14条第1項	健康安全室薬務課	75	1	試験依頼しないものは55日。製造所適合性調査を必要とするものは35日を加算。規格等に専門的審査が必要
医薬品製造販売品目一部変更承認（都知事承認）	薬事法第14条第9項	健康安全室薬務課	75	1	試験依頼しないものは55日。製造所適合性調査を必要とするものは35日を加算。規格等に専門的審査が必要
医薬品製造管理者承認（都知事承認）	薬事法第68条の2第1項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬品製造所適合性調査（都知事許可）	薬事法第14条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬部外品製造販売業許可（都知事許可）	薬事法第12条第1項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬部外品製造販売業許可更新（都知事許可）	薬事法第12条第2項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬部外品製造販売業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第5条	健康安全室薬務課	10	1	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
医薬部外品製造販売業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第6条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬部外品製造業許可（都知事許可）	薬事法第13条第2項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬部外品製造業許可更新（都知事許可）	薬事法第13条第3項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬部外品製造業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第12条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬部外品製造業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第13条	健康安全室薬務課	10	1	
医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可（都知事許可）	薬事法第13条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医薬部外品製造販売品目承認（都知事承認）	薬事法第14条第1項	健康安全室薬務課	75	1	試験依頼しないものは55日。製造所適合性調査を必要とするものは35日を加算。規格等に専門的審査が必要
医薬部外品製造販売品目一部変更承認（都知事承認）	薬事法第14条第9項	健康安全室薬務課	75	1	試験依頼しないものは55日。製造所適合性調査を必要とするものは35日を加算。規格等に専門的審査が必要
医薬部外品製造管理者承認（都知事承認）	薬事法第68条の2第1項	健康安全室薬務課	20	1	
医薬部外品製造所適合性調査（都知事許可）	薬事法第14条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
化粧品製造販売業許可（都知事許可）	薬事法第12条第1項	健康安全室薬務課	35	1	
化粧品製造販売業許可更新（都知事許可）	薬事法第12条第2項	健康安全室薬務課	20	1	
化粧品製造販売業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第5条	健康安全室薬務課	10	1	
化粧品製造販売業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第6条	健康安全室薬務課	10	1	
化粧品製造業許可（都知事許可）	薬事法第13条第2項	健康安全室薬務課	35	1	
化粧品製造業許可更新（都知事許可）	薬事法第13条第3項	健康安全室薬務課	20	1	
化粧品製造業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第12条	健康安全室薬務課	10	1	
化粧品製造業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第13条	健康安全室薬務課	10	1	
化粧品製造業許可区分変更又は追加許可（都知事許可）	薬事法第13条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器製造販売業許可（都知事許可）	薬事法第12条第1項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器製造販売業許可更新（都知事許可）	薬事法第12条第2項	健康安全室薬務課	20	1	
医療機器製造販売業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第5条	健康安全室薬務課	10	1	
医療機器製造販売業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第6条	健康安全室薬務課	10	1	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
医療機器製造業許可（都知事許可）	薬事法第13条第2項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器製造業許可更新（都知事許可）	薬事法第13条第3項	健康安全室薬務課	20	1	
医療機器製造業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第12条	健康安全室薬務課	10	1	
医療機器製造業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第13条	健康安全室薬務課	10	1	
医療機器製造業許可区分変更又は追加許可（都知事許可）	薬事法第13条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器製造管理者承認（都知事承認）	薬事法第68条の2第1項	健康安全室薬務課	20	1	
医療機器製造所適合性調査（都知事許可）	薬事法第14条第6項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器修理業許可（都知事許可）	薬事法第40条の2第2項	健康安全室薬務課	35	1	
医療機器修理業許可更新（都知事許可）	薬事法第40条の2第3項	健康安全室薬務課	20	1	
医療機器修理業許可証書換え交付（都知事許可）	薬事法施行令第55条（第12条）	健康安全室薬務課	10	1	
医療機器修理業許可証再交付（都知事許可）	薬事法施行令第55条（第13条）	健康安全室薬務課	10	1	
医療機器修理業許可区分変更又は追加許可（都知事許可）	薬事法第40条の2第5項	健康安全室薬務課	20	1	
毒物劇物製造業登録（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第4条第1項、第23条の3	健康安全室薬務課	30	1	
毒物劇物製造業登録更新（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第4条第4項、第23条の3	健康安全室薬務課	30	1	
毒物劇物製造業登録票再交付（都知事登録）	毒物及び劇物取締法施行令第36条	健康安全室薬務課	5	1	
毒物劇物製造業登録票書換え交付（都知事登録）	毒物及び劇物取締法施行令第35条	健康安全室薬務課	5	1	
毒物劇物製造業登録変更（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第9条、第23条の3	健康安全室薬務課	10	1	
毒物劇物製造業登録変更（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第9条、第23条の3	健康安全室薬務課	10	1	
毒物劇物輸入業登録（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第4条第1項、第23条の3	健康安全室薬務課	30	1	
毒物劇物輸入業登録更新（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第4条第4項、第23条の3	健康安全室薬務課	30	1	
毒物劇物輸入業登録票再交付（都知事登録）	毒物及び劇物取締法施行令第36条	健康安全室薬務課	5	1	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
毒物劇物輸入業登録票書換え交付（都知事登録）	毒物及び劇物取締法施行令第 35 条	健康安全室薬務課	5	1	
毒物劇物輸入業登録変更（都知事登録）	毒物及び劇物取締法第 9 条、第 23 条の 3	健康安全室薬務課	10	1	
特定毒物研究者の許可	毒物及び劇物取締法第 6 条の 2	健康安全室薬務課	10	1	
特定毒物研究者許可証再交付	毒物及び劇物取締法施行令第 36 条	健康安全室薬務課	5	1	
特定毒物研究者許可証書換え交付	毒物及び劇物取締法施行令第 35 条	健康安全室薬務課	5	1	
毒物劇物取扱者試験の受験票交付	毒物劇物取締法第 8 条	健康安全室薬務課	10	1	
麻薬卸売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
麻薬卸売業者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 9 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	3	
麻薬卸売業者免許証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 10 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
麻薬施用者免許	麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
麻薬施用者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 9 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	3	
麻薬施用者免許証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 10 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
麻薬管理者免許	麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
麻薬管理者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 9 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	3	
麻薬管理者免許証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 10 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
麻薬研究者免許	麻薬及び向精神薬取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
麻薬研究者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 9 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	3	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
麻薬研究者免許証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 10 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
向精神薬卸売業者免許	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
向精神薬卸売業者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 4	健康安全室薬務課	12	3	
向精神薬卸売業者免許証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 4	健康安全室薬務課	12	1	
向精神薬試験研究施設設置者登録	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 5 第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
向精神薬試験研究施設設置者登録証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 7	健康安全室薬務課	12	3	
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付申請	麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 7	健康安全室薬務課	12	1	
大麻研究者免許	大麻取締法第 5 条第 1 項	健康安全室薬務課	25	1	
大麻研究者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	大麻取締法第 10 条第 5 項	健康安全室薬務課	12	3	
大麻研究者免許再交付申請	大麻取締法第 10 条第 6 項	健康安全室薬務課	12	1	
大麻栽培者免許	大麻取締法第 5 条第 1 項	健康安全室薬務課	25	1	
大麻栽培者免許証記載事項変更届に伴う免許証の書換え交付	大麻取締法第 10 条第 5 項	健康安全室薬務課	12	3	
大麻栽培者免許再交付申請	大麻取締法第 10 条第 6 項	健康安全室薬務課	12	1	
覚せい剤施用機関指定	覚せい剤取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
覚せい剤施用機関指定証再交付申請	覚せい剤取締法第 11 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
覚せい剤研究者指定	覚せい剤取締法第 3 条第 1 項	健康安全室薬務課	23	1	
覚せい剤研究者指定証再交付申請	覚せい剤取締法第 11 条第 1 項	健康安全室薬務課	12	1	
覚せい剤施用機関指定証記載事項変更届に伴う指定証の訂正交付	覚せい剤取締法第 12 条第 2 項	健康安全室薬務課	12	3	
覚せい剤研究者指定証記載事項変更届に伴う指定証の訂正交付	覚せい剤取締法第 12 条第 3 項	健康安全室薬務課	12	3	
覚せい剤原料取扱者指定	覚せい剤取締法第 30 条の 2	健康安全室薬務課	23	1	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

標準処理期間一覧表（健康安全室薬務課分） 標準処理期間の日数は開庁日で計算（標準処理期間：窓口の処理に通常要する期間。不備の訂正等に要した時間は含みません。）
標準処理期間は開庁日で計算しますので、土日祝祭日は含みません。

事務名	根拠法令	処理機関	標準処理期間 (日)	区分	備考
覚せい剤原料取扱者指定証再交付申請	覚せい剤取締法第30条の5	健康安全室薬務課	12	1	
覚せい剤原料研究者指定	覚せい剤取締法第30条の2	健康安全室薬務課	23	1	
覚せい剤原料研究者指定証再交付申請	覚せい剤取締法第30条の5	健康安全室薬務課	12	1	
覚せい剤原料取扱者指定証記載事項変更届に伴う指定証の訂正交付	覚せい剤取締法第30条の5	健康安全室薬務課	12	3	
覚せい剤原料研究者指定証記載事項変更届に伴う指定証の訂正交付	覚せい剤取締法第30条の5	健康安全室薬務課	12	3	

「区分」の欄 1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務